第14回 定時株主総会
招集ご通知

HMT

Human Metabolome Technologies, Inc.

日時

平成29年6月24日（土曜日）
午後2時 （受付開始午後1時30分）

場所

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2
鶴岡市先端研究産業支援センター
（鶴岡メタボロームキャンパス）
レクチャーホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定並びにストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

証券コード：6090

証券コード　6090
平成29年６月７日

株　主　各　位

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地２
ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　菅　野　隆　二

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成29年６月23日（金曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月24日（土曜日）午後２時（受付開始午後１時30分）

２．場　　所　山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地２
鶴岡市先端研究産業支援センター（鶴岡メタボロームキャンパス）
レクチャーホール

３．目的事項

報告事項

1　第14期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2　第14期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第７号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定並びにストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

４．招集にあたっての決定事項

（1）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主１名に委任する場合に限られます。

（2）議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

（3）本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://humanmetabolome.com/ir/genmeeting）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。したがいまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://humanmetabolome.com/ir/genmeeting）に掲載させていただきます。

◎定時株主総会終了後に株主のみなさまに当社に対するご理解を深めていただくため、会社説明会及び研究所見学を１時間30分程度開催する予定でございますので、ご多用とは存じますが、株主総会と合わせてご出席くださいますようご案内申し上げます。

◎当日は、お土産を用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し１個とさせていただいておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、欧米等の先進国を中心に緩やかな回復傾向が続きましたが、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念や、英国のＥＵ離脱問題・米国新大統領の諸政策などに保護主義的な傾向が見られるなど、先行き不透明な状況で推移しました。国内においては、雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復基調で推移したものの、金利・為替相場の不安定さや海外経済の動向による影響が懸念され、景気の先行きは依然として予断を許さない状況が続いています。

当社が属するライフサイエンス業界においては、少子高齢化を背景として医療経済性の向上や健康寿命の延伸に寄与する医薬品・医療機器・健康関連商品等へのニーズが高まり、同分野の研究開発が活発に行われています。

このような状況の中、当社グループでは、メタボローム解析事業において、学会への出展やキャンペーンといった販促活動を中心に受注拡大に取り組むとともに、海外市場の深耕や新市場の開拓等に注力してまいりました。バイオマーカー事業においては大うつ病性障害（以下、「うつ病」といいます。）試薬キットの開発を推進しました。また、平成28年６月にエムスリー株式会社（以下、「エムスリー」といいます。）との間で資本及び業務提携契約を締結するとともに、同社、株式会社平田牧場、株式会社山形銀行並びに株式会社荘内銀行を割当先とする第三者割当増資を実施し、メタボローム解析事業の拡大やうつ病バイオマーカーの実用化・事業化を加速させる活動に取り組んでまいりました。

これらの結果、前連結会計年度末に廃止した人材派遣事業の売上高（前期は45,150千円）の剥落等の影響があったものの、メタボローム解析事業の受注が好調に推移したことから、当連結会計年度の売上高は914,180千円（前期比17.1％増）と大幅な増収となりました。

一方で、うつ病バイオマーカーの実用化・事業化に向けた投資を加速させたこと等により、研究開発費を中心に販売費及び一般管理費が増加したものの、増収による効果がそれを上回ったため、営業損失は43,332千円（前期は70,357千円の営業損失）、経常損失は40,410

千円（前期は71,007千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は61,913千円（前期は71,469千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となり、各段階において赤字幅が縮小しました。

	平成28年３月期	平成29年３月期	増減率
売上高	780,377千円	914,180千円	＋17.1%
営業損失（△）	△70,357千円	△43,332千円	－
経常損失（△）	△71,007千円	△40,410千円	－
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△71,469千円	△61,913千円	－

セグメント別の状況は次のとおりであります。

なお、「人材派遣事業」は前連結会計年度末で廃止しており、当連結会計年度より報告セグメントを従来の「メタボローム解析事業」、「バイオマーカー事業」及び「人材派遣事業」の３区分から、「メタボローム解析事業」及び「バイオマーカー事業」の２区分に変更しております。

＜メタボローム解析事業＞

	平成28年３月期	平成29年３月期	増減率
売上高	703,937千円	913,458千円	＋29.8%
（内国内売上高）	600,665千円	798,269千円	＋32.9%
（内海外売上高）	103,271千円	115,189千円	＋11.5%
セグメント利益	300,436千円	501,010千円	＋66.8%

当事業セグメントにおいては、前期に引き続き、積極的な販促活動を展開し大口案件獲得に取り組んだ他、機能性表示食品関連等の新市場開拓に注力しました。海外においては、米国において営業担当者を増員したこと等を背景に製薬・臨床分野からの受注が増加した他、韓国・シンガポールなどアジア圏からの受注獲得にも注力しました。この他、試料受領後の解析・分析作業等の生産性向上や新サービスの開発に取り組みました。この結果、売上高は913,458千円（前期比29.8%増）、セグメント利益は501,010千円（前期比66.8%増）となりました。

＜バイオマーカー事業＞

	平成28年３月期	平成29年３月期	増減率
売上高	31,290千円	722千円	△97.7%
セグメント損失（△）	△60,452千円	△198,005千円	－

（注）本事業においては海外の売上高はありません。

当事業セグメントにおいては、うつ病バイオマーカーの実用化・事業化に向け、うつ病試薬キットの開発を推進し、平成28年11月より研究用試薬キット（β版）の提供を開始するとともに、当該試薬キットの販売開始に向けフィールドテスト（第三者機関による有用性の検証）を進めてまいりました。また、資本業務提携先であるエムスリー及び同社グループの総合力を活用し、うつ病バイオマーカーの普及に向けたプロモーション活動等に取り組んでまいりました。加えて、当社グループのバイオマーカーが、体外診断用医薬品としての承認を得るための必須条件である体外診断用医薬品製造販売業許可を平成29年２月に取得するなど、バイオマーカー事業の本格的展開に向けた基盤整備に取り組んでまいりました。これらの結果、前連結会計年度において計上した特許ライセンス関連の一時的な収入が当連結会計年度においては計上がなかったことや、うつ病試薬キットの開発等に積極的に投資したこと等により、売上高は722千円（前期比97.7%減）、セグメント損失は198,005千円（前期は60,452千円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、40,997千円であり、その主なものは次のとおりであります。

本社研究所		
メタボローム解析事業	解析用装置等	18,680千円
バイオマーカー事業	検査用測定装置等	7,609千円
全社共通	研究開発用装置等	6,290千円
合計		32,580千円

(3) 資金調達の状況

当社は、平成28年６月10日に第三者割当により430,000株の新株式を発行し、356,470千円の資金調達及び新株予約権の行使により30,615千円の資金調達を実施しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、CE-MSを用いたメタボローム解析法をコア技術として、メタボローム解析事業で短中期的な収益を確保しつつ、そこで得られた資金をバイオマーカー事業に投下することで、より大きな収益の獲得を図ることを、中長期的な経営戦略と位置付けております。

この経営戦略の中では、うつ病バイオマーカーをはじめとするパイプラインが実用化・事業化されることによって大きな収益を生み出すと同時に、メタボローム解析技術の評価向上につながり、それがメタボローム解析事業の成長を促すと同時に、研究開発投資の拡大を通じて新たなパイプラインの創出につながるといった好循環を確立することが重要と考えております。

上述の中長期的な会社の経営戦略に基づいて、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりです。

① メタボローム解析事業の成長と収益力の向上

当社グループの中長期的な経営戦略の中でも、メタボローム解析事業が着実に成長するとともに、解析・分析といった生産工程の改善により、持続的に収益に貢献することが極めて重要であります。したがって、国内外での営業体制の強化や、作業の標準化等を通じた生産性の改善を図るとともに、新たな測定・解析プランの開発等を通じたサービスの付加価値向上に取り組んでまいります。

② バイオマーカー事業への投資拡大

バイオマーカー事業においては、最も期待度の高いパイプラインであるうつ病バイオマーカーの早期の実用化・事業化が最優先課題であります。このため、同バイオマーカーに関する研究用試薬等の製品開発や、大学病院等の連携医療機関拡大を通じた臨床開発に経営資源を集中的に投下してまいります。その他、研究開発体制の強化を通じて、新たなバイオマーカー候補物質の創出にも取り組んでまいります。

③ 積極的な人材獲得等を通じた組織の活性化

当社グループは、バイオマーカー事業への本格的な投資拡大に象徴されるようにビジネスモデルの大きな転換期を迎えており、これを成功裡に導くためには多様なスキルを持つ優秀な人材の確保や組織体制の柔軟な見直しとともに、構成員のモチベーション向上が不可欠であります。したがって、積極的な採用活動による人材獲得や報酬体系などの制度見直しの他、社内外のコミュニケーション促進等を図ることにより、組織の活性化に取り組んでまいります。

④ 機動的かつ柔軟な資本政策

バイオマーカー事業への本格的な投資拡大に際し、中長期的に必要となる投資資金の確保と調達は重要な経営課題であり、調達手段の多様化等も含めた機動的かつ柔軟な資本政策に取り組んでまいります。また、当社グループの企業価値向上のためには、情報開示等を通じた市場との対話も重要であるため、IR活動の強化にも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	平成25年度 第11期	平成26年度 第12期	平成27年度 第13期	平成28年度 第14期 (当連結会計年度)
売上高（千円）	610,356	686,618	780,377	914,180
営業損失（△）（千円）	△12,341	△100,512	△70,357	△43,332
経常利益又は経常損失（△）（千円）	5,962	△17,560	△71,007	△40,410
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	1,627	△34,728	△71,469	△61,913
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	0.38	△6.59	△13.41	△10.86
総資産（千円）	1,759,329	1,741,230	1,649,642	2,022,047
純資産（千円）	1,548,137	1,583,018	1,523,281	1,859,413
1株当たり純資産額（円）	299.27	297.51	285.59	317.98

(注) 1．「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）」は、普通株式の期中平均株式数により算出しております。
2．当社は平成25年10月16日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	平成25年度 第11期	平成26年度 第12期	平成27年度 第13期	平成28年度 第14期 (当事業年度)
売上高（千円）	600,930	668,849	750,555	879,728
営業利益又は営業損失（△）（千円）	20,710	△54,038	△14,654	180,684
経常利益又は経常損失（△）（千円）	38,946	28,195	△54,496	54,952
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	34,671	11,049	△148,765	△66,158
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	8.24	2.10	△27.91	△11.60
総資産（千円）	1,796,914	1,821,049	1,648,750	2,007,442
純資産（千円）	1,588,215	1,665,664	1,525,503	1,858,500
1株当たり純資産額（円）	307.02	313.04	286.01	317.82

(注) 1．「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）」は、普通株式の期中平均株式数により算出しております。
2．当社は平成25年10月16日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	出 資 比 率	主な事業内容
Human Metabolome Technologies America, Inc.	1,000千US$	100.0%	アメリカ合衆国におけるメタボローム解析サービスの販売
HMTバイオメディカル株式会社	50,000千円	100.0%	バイオマーカー事業

(11) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、メタボローム解析事業、バイオマーカー事業の２事業を行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

事 業 区 分	主　　要　　製　　品
メタボローム解析事業	主に製薬や食品等の民間企業、大学や公的研究機関からメタボローム解析試験を受託し、解析結果を報告書として納品するとともに、解析結果の解釈等について助言を行います。 （主要サービス） （A）アドバンストスキャン （B）ベーシックスキャン （C）C−SCOPE（シースコープ） （D）デュアルスキャン （F）F−SCOPE（エフスコープ）
バイオマーカー事業	主として自社のメタボローム解析技術を応用することによって発見されたバイオマーカーを用いて、疾病の新たな診断方法を開発するとともに、製品開発・臨床開発等の過程を経て、体外診断用医薬品や診断機器の製造販売を行います。

（注）「バイオマーカー事業」につきましては、HMTバイオメディカル株式会社にて展開しております。

(12) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

① 当社

本社　　：山形県鶴岡市
東京事務所：東京都中央区

② 子会社

Human Metabolome Technologies America,Inc.　：アメリカ合衆国 マサチューセッツ州ボストン市
HMTバイオメディカル株式会社　：神奈川県横浜市

(13) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
54名	△９名

（注）１．上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト及び派遣社員）７名は含んでおりません。
２．使用人数が前連結会計年度末と比べて９名減少しておりますが、その主な理由は前連結会計年度末日付で人材派遣事業を廃止したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46名	△12名	39.3歳	4.3年

（注）１．上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト及び派遣社員）６名は含んでおりません。
２．使用人数が前事業年度末と比べて12名減少しておりますが、その主な理由は前事業年度末日付で人材派遣事業を廃止したことによるものであります。

(14) 主要な借入先（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　12,000,000株

(2) 発行済株式の総数　5,809,700株

(3) 株主数　5,502名

（前期末比246名減少）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
冨田勝	390,000株	6.71%
エムスリー株式会社	280,000	4.82
曽我朋義	210,000	3.61
株式会社平田牧場	200,000	3.44
西岡孝明	150,000	2.58
株式会社山形銀行	150,000	2.58
株式会社荘内銀行	150,000	2.58
日本証券金融株式会社	118,200	2.03
松井証券株式会社	100,100	1.72
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	80,100	1.38

(5) その他株式に関する重要な事項

平成28年６月10日を払込期日とする第三者割当増資により、430,000株の新株式を発行しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(平成29年３月31日現在)

		第５回 ストック・オプション	第６回 ストック・オプション	第９回 ストック・オプション
株主総会の決議		平成20年６月23日	平成22年６月23日	平成24年６月25日
発行決議の日		平成20年８月７日	平成22年12月８日	平成25年２月13日
目的たる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式
発行価額		無償	無償	無償
行使価額		667円	667円	667円
新株予約権の個数		87個	285個	96個
目的となる株式の数		26,100株	85,500株	28,800株
主な行使条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
取得事由		(注) 2	(注) 2	(注) 2
権利行使期間		平成22年８月８日～ 平成30年５月31日	平成24年12月18日～ 平成32年５月31日	平成27年３月２日～ 平成34年５月31日
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数 32個 目的である株式の数 9,600株 保有者数 2名 (注) 3	新株予約権の数 120個 目的である株式の数 36,000株 保有者数 3名 (注) 4	新株予約権の数 28個 目的である株式の数 8,400株 保有者数 1名 (注) 5

(注) 1．新株予約権の主な行使の条件
① 当社株式が上場されていることを要する。
② 新株予約権者が、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2．新株予約権の取得事由
① 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
② 消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、又は、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。

3．取締役が保有する新株予約権32個のうち32個（目的である株式の数9,600株、対象者２名）は、使用人として在籍中に付与されたものです。

4．取締役が保有する新株予約権120個のうち25個（目的である株式の数7,500株、対象者１名）は、使用人として在籍中に付与されたものです。

5．取締役が保有する新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

6．当社は、平成25年10月16日付で普通株式１株を300株とする株式分割を行っております。これにより、目的となる株式の数が調整されています。

		第10回 ストック・オプション
株主総会の決議		平成28年６月25日
発行決議の日		平成28年８月17日
目的たる株式の種類		普通株式
発行価額		無償
行使価額		1,089円
新株予約権の個数		930個
目的となる株式の数		93,000株
主な行使条件		（注）１
取得事由		（注）２
権利行使期間		平成30年９月２日～ 平成35年９月１日
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数　　180個 目的である株式の数　18,000株 保有者数　　2名

（注）１．新株予約権の主な行使の条件
　新株予約権者が、権利行使時において当社又は当社関係会社の役員又は従業員いずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
２．新株予約権の取得事由
　以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
① 消滅会社となる合併契約承認の議案
② 分割会社となる分約契約若しくは分割計画承認の議案
③ 完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④ 発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について承認を要すること若しくは当該種類の株式について株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権の状況

		第10回 ストック・オプション
株主総会の決議		平成28年６月25日
発行決議の日		平成28年８月17日
目的たる株式の種類		普通株式
発行価額		無償
行使価額		1,089円
新株予約権の個数		930個
目的となる株式の数		93,000株
主な行使条件		(注) 1
取得事由		(注) 2
権利行使期間		平成30年９月２日～ 平成35年９月１日
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　750個 目的である株式の数　75,000株 保有者数　26名

(注) 1．新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者が、権利行使時において当社又は当社関係会社の役員又は従業員いずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2．新株予約権の取得事由
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
① 消滅会社となる合併契約承認の議案
② 分割会社となる分約契約若しくは分割計画承認の議案
③ 完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④ 発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について承認を要すること若しくは当該種類の株式について株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成29年３月31日現在)

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
菅野隆二	代表取締役社長	Human Metabolome Technologies America, Inc. 取締役、HMTバイオメディカル株式会社取締役
大橋由明	取締役	研究本部長 兼 事業開発室長、HMTバイオメディカル株式会社取締役
永嶋　淳	取締役	メタボローム解析事業部長
亀谷直孝	取締役	営業・マーケティング本部長、Human Metabolome Technologies America, Inc. 取締役
宮崎年恭	取締役	バイオマーカー事業 兼 技術開発本部管掌、HMTバイオメディカル株式会社代表取締役社長
長谷川哲也	取締役	経営管理本部長、HMTバイオメディカル株式会社監査役
鈴木布佐人	取締役	フィデアホールディングス株式会社理事、株式会社荘内銀行理事、株式会社ナカニシ取締役
網野秀雄	常勤監査役	
松田純一	監査役	松田綜合法律事務所所長、株式会社グローバルダイニング取締役
水谷　翠	監査役	水谷翠会計事務所所長

(注) 1．鈴木布佐人氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、鈴木布佐人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．松田純一氏及び水谷翠氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3．監査役松田純一氏は、弁護士資格の保有者であり、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。

4．監査役水谷翠氏は、公認会計士資格の保有者であり、財務、会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。

5．平成28年６月25日開催の第13回定時株主総会において、長谷川哲也氏は新たに取締役に選任され就任しました。

6．当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役研究開発本部長 兼 メタボロミクス基盤研究部長 兼 事業開発室長	取締役研究開発本部長 兼 メタボロミクス基盤研究部長	大橋由明	平成28年４月１日
取締役バイオマーカー事業管掌	取締役バイオマーカー・ 分子診断事業部長 兼 人材派遣事業部長	宮崎年恭	平成28年４月１日
取締役メタボローム解析事業部長	取締役メタボローム解析事業 部長 兼 経営管理本部管掌	永嶋　淳	平成28年６月25日
取締役研究本部長 兼 事業開発室長	取締役研究開発本部長 兼 メタボロミクス基盤研究部長 兼 事業開発室長	大橋由明	平成28年７月１日
取締役バイオマーカー事業 兼 技術開発本部管掌	取締役バイオマーカー事業管掌	宮崎年恭	平成28年７月１日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額
取締役	７名	75,500千円（うち社外１名　2,760千円）
監査役	３名	9,840千円（うち社外２名　3,600千円）
合計	10名	83,004千円

（注）上記の報酬等のうち、取締役の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額2,336千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役　鈴木　布佐人

フィデアホールディングス株式会社理事、株式会社荘内銀行理事及び株式会社ナカニシ取締役を兼職しております。当社と株式会社荘内銀行との間には預金取引があります。また、当社と株式会社ナカニシとの間には特別の関係はありません。

社外監査役　松田　純一

松田綜合法律事務所所長及び株式会社グローバルダイニング取締役を兼職しております。なお、当社は松田綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、年間の支払額は僅少であります。また、当社と株式会社グローバルダイニングとの間には特別の関係はありません。

社外監査役　水谷　翠

水谷翠会計事務所所長を兼職しております。なお、当社と水谷翠会計事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	鈴　木　布佐人	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、経営に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。また、随時他の取締役や監査役と意見交換を行い、会社の状況や課題の把握に努めております。
社外監査役	松　田　純　一	当事業年度開催の取締役会19回の全て及び監査役会13回のうち12回に出席し、弁護士としての知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、随時他の監査役や取締役と意見交換を行い、会社の状況や課題の把握に努めております。
社外監査役	水　谷　　翠	当事業年度開催の取締役19回の全て及び監査役会13回の全てに出席し、財務、会計に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、随時他の監査役や取締役と意見交換を行い、会社の状況や課題の把握に努めております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び各社外監査役と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,239千円

（注）1．当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、平成22年７月16日開催の取締役会において決議しました。また、本決議の内容につきましては一部文言等につき修正決議を行い、現在の決議内容は以下のとおりであります。

１．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、「ＨＭＴの共有の価値観」に基づき、顧客、株主、地域社会及び家族の信頼に応えられるよう、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続ける。

② 上記法令等を遵守し、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続けるため、取締役会は原則毎月１回及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の状況の監視を強化する。

③ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令や会計基準等に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運用が行える体制を整備する。さらに、継続的な評価を通じて、必要に応じて是正、修正を行う。

④ 代表取締役社長の下に内部監査担当を置き、各部門の職務の執行状況を監査し、法令遵守体制の整備・推進に努める。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等、職務の執行に係る情報が記載された文書及びその関連資料を、文書管理規程その他社内の規定に従い適切に保存し、管理をする。

② 取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧することができる。

３．損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

① 取締役会は、法令遵守、個人情報保護、解析データの品質管理、自然災害等に関連して起こりうる様々なリスクに対応するため、社内の体制及び規程を整備し、定期的にレビューを行う。

② リスクに関する情報は、各部門責任者を通じて取締役会及び監査役へ報告するものとし、各部門においては個別に想定されるリスクに対して必要な措置をとる。

③ 内部監査担当は、内部監査活動を通じて各部門の法令や諸規程の遵守状況や固有のリスクを監査し、その結果を代表取締役社長へ報告を行う。
④ 自然災害、犯罪等不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長の下にコンプライアンス委員会を設置し、社内で情報を共有するとともに、必要な対策を立案する。立案された対策に基づき、経営管理本部を中心に迅速な対応を行い、損失の拡大を防ぐ。
⑤ 子会社の事業運営やリスク管理体制等については、各担当取締役が総合的に助言、指導を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則月１回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項について迅速な意思決定を行う。
② 代表取締役社長の下に、経営会議を設置し各部門の情報を共有するとともに、中期経営計画及び年次計画に基づき、迅速な意思決定を行うことにより職務の効率的な執行を行う。

5．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 当社は、子会社を含む企業集団での意思決定を迅速に行い、企業価値の向上をはかるとともに、業務の適正を確保するため、必要な取り組みを実施する。
② 当社及び子会社の取締役は、内部統制の構築に責任を有していることを認識し、当社の「共有の価値観」、法令、定款、並びに規程の周知をはかり、内部統制の実効性を確保する。
③ 当社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として、内部通報規程を制定し、全ての役職員に周知徹底をはかっている。当社は、当該通報を行った行為を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
④ 子会社と業務に関する契約、覚書を締結し、必要に応じて支援、指導を行うとともに、子会社は業務執行状況、財務状況、事業環境等を定期的に当社に報告する。
⑤ 子会社経営の効率的な運用をはかり、適時状況を把握するため、ＩＴを適切に活用し会計、経営情報の共有に努める。
⑥ 子会社及び関連会社を対象とする関係会社規程に基づき、当社の経営管理本部は、子会社の内部統制構築に関する業務を管掌し、内部管理体制の整備を推進する。
⑦ 子会社からの内部通報は、監査役又は外部弁護士等に直接通報できる。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、経営管理本部員又は内部監査担当部員の中から、監査役の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。

② 前項の使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査役が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとする。

③ 前項の使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査役がこれを行う。

7．当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、重要な意思決定プロセス及び取締役の業務の執行状況を把握するために、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席する他、必要に応じて稟議書等の文書を閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求めることができる。

② 取締役及び使用人は、監査役に対し法定の事項を報告するとともに、前項の会議において審議した事項、業績に関する事項、内部監査の実施状況等を報告する体制を整備し、監査役の情報収集、意見交換を容易に行えるように努める。

③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する恐れがあるときには、直ちに監査役に報告をする。使用人の監査役への報告を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるとともに、監査業務に対し積極的に協力をする。

② 監査役は、法律又は会計上の判断を必要とする場合は、随時弁護士、会計監査人等から専門的な助言又は意見を求めることができ、その費用は会社が負担する。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする。

② 取引先と反社会的勢力との関係が判明した場合には、直ちに取引を解除する。

③ 経営管理本部を反社会的勢力に関する担当部門と位置付け、万が一、反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、所轄の警察署、暴力団追放センター、弁護士等外部専門家と緊密に連携しながら組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月１回又は必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を７回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

② 監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月１回又は必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては定時監査役会を12回、臨時監査役会を１回開催しました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、常勤監査役は取締役会の他、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

③ コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

④ 内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当に関しては年１回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第14期事業年度末においては未だ繰越利益剰余金がマイナスであり、バイオマーカーの開発や海外展開等に必要な資金を確保するため、内部留保の充実を優先する方針であります。

しかしながら、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、配当の実施を検討してまいります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,834,673**	**流動負債**	**145,519**
現金及び預金	1,520,341	買掛金	4
売掛金	167,420	リース債務	2,749
有価証券	100,000	未払法人税等	35,244
商品	11,232	その他	107,521
仕掛品	2,915	**固定負債**	**17,114**
原材料及び貯蔵品	8,625	繰延税金負債	3,354
その他	24,138	資産除去債務	13,760
固定資産	**187,373**	**負債合計**	**162,634**
有形固定資産	**71,865**	**(純資産の部)**	
建物及び構築物	19,755	**株主資本**	**1,835,097**
工具、器具及び備品	287,500	**資本金**	**1,447,484**
リース資産	108,061	**資本剰余金**	**1,436,200**
減価償却累計額	△343,452	**利益剰余金**	**△1,048,587**
無形固定資産	**4,480**	**その他の包括利益累計額**	**12,245**
ソフトウエア	4,480	**為替換算調整勘定**	**12,245**
投資その他の資産	**111,028**	**新株予約権**	**12,070**
投資有価証券	101,062	**純資産合計**	**1,859,413**
その他	9,966		
資産合計	**2,022,047**	**負債・純資産合計**	**2,022,047**

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**914,180**
売上原価		**185,079**
売上総利益		**729,101**
販売費及び一般管理費		**772,433**
営業損失		**43,332**
営業外収益		
受取利息及び配当金	906	
補助金収入	3,873	
為替差益	2,001	
受取賃貸料	1,000	
その他	121	7,903
営業外費用		
支払利息	377	
株式交付費	4,399	
その他	203	4,981
経常損失		**40,410**
税金等調整前当期純損失		**40,410**
法人税、住民税及び事業税	23,929	
法人税等調整額	△2,425	21,503
当期純損失		**61,913**
親会社株主に帰属する当期純損失		**61,913**

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成28年４月１日残高	1,253,941	1,242,658	△986,673	1,509,925
当期変動額				
新株の発行	193,542	193,542	－	387,085
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△61,913	△61,913
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	193,542	193,542	△61,913	325,171
平成29年３月31日残高	1,447,484	1,436,200	△1,048,587	1,835,097

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成28年４月１日残高	13,355	13,355	－	1,523,281
当期変動額				
新株の発行	－	－	－	387,085
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	－	△61,913
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,110	△1,110	12,070	10,960
当期変動額合計	△1,110	△1,110	12,070	336,131
平成29年３月31日残高	12,245	12,245	12,070	1,859,413

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,784,731**	**流動負債**	**131,826**
現金及び預金	1,484,354	買掛金	4
売掛金	154,172	リース債務	2,749
有価証券	100,000	未払法人税等	34,978
商品	11,232	未払消費税等	27,594
仕掛品	2,915	その他	66,500
原材料及び貯蔵品	8,732	**固定負債**	**17,114**
その他	23,324	繰延税金負債	3,354
固定資産	**222,710**	資産除去債務	13,760
有形固定資産	**69,610**	**負債合計**	**148,941**
建物	18,097	**(純資産の部)**	
工具、器具及び備品	285,723	**株主資本**	**1,846,429**
リース資産	108,061	**資本金**	**1,447,484**
減価償却累計額	△342,271	**資本剰余金**	**1,436,200**
無形固定資産	**4,480**	資本準備金	1,436,200
ソフトウエア	4,480	**利益剰余金**	**△1,037,255**
投資その他の資産	**148,619**	その他利益剰余金	△1,037,255
投資有価証券	101,062	固定資産圧縮積立金	4,947
関係会社株式	193,910	繰越利益剰余金	△1,042,202
関係会社長期貸付金	211,190	**新株予約権**	**12,070**
その他	9,966	**純資産合計**	**1,858,500**
投資損失引当金	△193,910		
貸倒引当金	△173,598		
資産合計	**2,007,442**	**負債・純資産合計**	**2,007,442**

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**879,728**
売上原価		**185,013**
売上総利益		**694,714**
販売費及び一般管理費		**514,030**
営業利益		**180,684**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,372	
補助金収入	3,873	
為替差益	2,671	
受取賃貸料	1,000	
その他	98	11,017
営業外費用		
支払利息	377	
株式交付費	4,399	
貸倒引当金繰入額	131,768	
その他	203	136,749
経常利益		**54,952**
特別損失		
投資損失引当金繰入額	100,000	100,000
税引前当期純損失		**45,047**
法人税、住民税及び事業税	23,536	
法人税等調整額	△2,425	21,111
当期純損失		**66,158**

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
平成28年４月１日残高	1,253,941	1,242,658	1,242,658	9,894	△980,990	△971,096	1,525,503
当期変動額							
新株の発行	193,542	193,542	193,542	－	－	－	387,085
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	△4,947	4,947	－	－
当期純損失	－	－	－	－	△66,158	△66,158	△66,158
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	193,542	193,542	193,542	△4,947	△61,211	△66,158	320,926
平成29年３月31日残高	1,447,484	1,436,200	1,436,200	4,947	△1,042,202	△1,037,255	1,846,429

	新株予約権	純資産合計
平成28年４月１日残高	－	1,525,503
当期変動額		
新株の発行	－	387,085
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－
当期純損失	－	△66,158
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,070	12,070
当期変動額合計	12,070	332,997
平成29年３月31日残高	12,070	1,858,500

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　城　戸　和　弘　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　勢　志　　元　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　城　戸　和　弘　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　勢　志　　元　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第１４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第１４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び東京事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、米国子会社については、受注・売上プロセスの運用状況の調査を行い、就業規則整備の状況も確認いたしました。国内子会社については、重要な契約締結文書等の閲覧を中心に行いました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月16日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社　監査役会

常勤監査役　　網　野　秀　雄　㊞

社外監査役　　松　田　純　一　㊞

社外監査役　　水　谷　　翠　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

① 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

② その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所を表しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　＜条文省略＞	第１条～第３条　＜現行通り＞
（機関の設置）	（機関の設置）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 ＜削除＞ （３）会計監査人
第５条　＜条文省略＞	第５条　＜現行通り＞

現行定款	変更案
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第１１条　＜条文省略＞	第６条～第１１条　＜現行通り＞
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１２条～第１７条　＜条文省略＞	第１２条～第１７条　＜現行通り＞
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会並びに監査等委員会
（員数） 第１８条　当会社に取締役９名以内を置く。	（員数） 第１８条　当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名以内を置く。
＜新設＞	２　当会社に監査等委員である取締役４名以内を置く。
（選任） 第１９条　＜新設＞	（選任） 第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。	２　＜現行通り＞
２　＜条文省略＞	３　＜現行通り＞
（任期） 第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任期） 第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現行定款	変更案
＜新設＞	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
＜新設＞	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
＜新設＞	4　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第２１条　＜条文省略＞ （取締役会） 第２２条　＜条文省略＞	（代表取締役及び役付取締役） 第２１条　＜現行通り＞ （取締役会） 第２２条　＜現行通り＞
2　取締役会招集の通知は、会日の３日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。	2　取締役会招集の通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
＜新設＞	3　取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。
3　＜条文省略＞	4　＜現行通り＞
4　＜条文省略＞	5　＜現行通り＞

現行定款	変更案
＜新設＞	6　取締役会は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
＜新設＞	（監査等委員会） 第２３条　監査等委員会は、その決議により定められた議長が招集する。議長に事故あるときは、あらかじめ監査等委員会で定めた順序により他の監査等委員がこれにあたる。 2　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 3　監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。 4　監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
（取締役の責任免除） 第２３条　　＜条文省略＞	（取締役の責任免除） 第２４条　　＜現行通り＞

現行定款	変更案
第５章　監査役及び監査役会	＜削除＞
（員数） 第２４条　当会社に監査役４名以内を置く。	＜削除＞
（選任） 第２５条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
（任期） 第２６条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	＜削除＞
（常勤の監査役） 第２７条　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
（監査役会） 第２８条　監査役会は、その決議により定められた議長が招集する。議長に事故あるときは、あらかじめ監査役会で定めた順序により他の監査役がこれにあたる。 ２　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 ３　監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。	＜削除＞

現行定款	変更案
4　監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。 （監査役の責任免除） 第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	＜削除＞
第6章　計算	第5章　計算
第３０条～第３２条　＜条文省略＞	第２５条～第２７条　＜現行通り＞
＜新設＞	附則
＜新設＞	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、第１４回定時株主総会終結前の行為に関する同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（７名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	菅野 隆二（かんの りゅうじ） (昭和25年３月23日生)	昭和49年４月　横河・ヒューレットパッカード株式会社入社 平成11年11月　横河アナリティカルシステムズ株式会社代表取締役社長 兼 事業本部長 平成18年５月　同社 代表取締役社長 兼 営業統括本部長 平成19年２月　アジレント・テクノロジー株式会社代表取締役副社長 兼 ライフサイエンス・化学分析統括本部長 平成20年２月　当社代表取締役社長 平成24年４月　当社代表取締役社長 兼 メタボローム解析事業部長 平成24年10月　Human Metabolome Technologies America, Inc. 取締役（現任） 平成25年９月　当社代表取締役社長（現任） 平成28年１月　HMTバイオメディカル株式会社取締役（現任）	75,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	大橋由明（おおはしよしあき） （昭和46年8月3日生）	平成11年10月 農林水産省食品総合研究所（現 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構・食品総合研究所）開放的融合研究特別研究員 平成13年４月 慶應義塾大学環境情報学部助手（先端生命科学研究所勤務） 平成16年４月 当社入社 平成18年７月 当社研究開発部バイオメディカルグループマネージャー 平成22年６月 当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長 平成26年６月 当社取締役研究開発本部長 平成28年１月 HMTバイオメディカル株式会社取締役（現任） 平成28年７月 当社取締役研究本部長 兼 事業開発室長（現任）	3,000株
3	永嶋淳（ながしまあつし） （昭和49年10月４日生）	平成７年４月 東レ株式会社入社 平成14年４月 インテック・ウェブ・アンド・ゲノム・インフォマティクス株式会社（現 株式会社インテック）入社 平成17年７月 当社入社 平成22年10月 当社営業・マーケティング部長 平成23年６月 当社取締役営業・マーケティング本部長 平成25年11月 当社取締役メタボローム解析事業部長 兼 営業・マーケティング本部長 兼 人材派遣事業部長 平成28年６月 当社取締役メタボローム解析事業部長（現任）	2,400株
4	亀谷直孝（かめやなおたか） （昭和47年10月29日生）	平成５年３月 プライムテック株式会社入社 平成24年11月 当社入社 営業・マーケティング本部 営業・マーケティング担当部長 平成25年１月 当社営業・マーケティング本部 営業・マーケティング部長 平成26年６月 当社取締役営業・マーケティング本部長（現任） 平成28年３月 Human Metabolome Technologies America, Inc. 取締役（現任）	600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	宮崎 年恭 (みやざき としやす) (昭和37年8月5日生)	昭和60年４月　ジャパン・グレーライン株式会社入社 平成元年５月　株式会社大塚東京アッセイ研究所（現 株式会社ビー・エム・エル）入社 平成８年１月　日本ベクトン・ディッキンソン株式会社入社 平成９年１月　株式会社大塚東京アッセイ研究所入社（大塚製薬株式会社診断事業部兼任） 平成15年３月　株式会社エイチ・ジェイ・エル代表取締役 平成20年６月　日本ベクトン・ディッキンソン株式会社入社 平成22年６月　パナソニックヘルスケア株式会社入社 平成26年４月　当社入社 平成26年６月　当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長 平成28年１月　HMTバイオメディカル株式会社代表取締役社長（現任） 平成28年７月　当社取締役バイオマーカー事業 兼 技術開発本部管掌（現任）	100株
6	長谷川 哲也 (はせがわ てつや) (昭和42年7月24日生)	平成８年６月　公認会計士登録 平成13年１月　楽天株式会社入社 財務経理部副部長 平成17年５月　同社執行役員 経理業務部長 平成18年11月　同社執行役員 経理本部長代行 平成20年３月　オイシックス株式会社入社 管理部長 平成20年７月　同社執行役員 管理本部本部長 平成21年６月　同社取締役執行役員 管理本部本部長 平成27年８月　当社入社 経営管理本部長 平成28年１月　HMTバイオメディカル株式会社監査役（現任） 平成28年６月　当社取締役経営管理本部長（現任）	15,000株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．上記取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成29年３月31日現在のものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ 長江敏男（ながえとしお） （昭和18年12月２日生）	昭和42年４月　塩野義製薬株式会社 入社 昭和45年10月　アイ・シー・アイファーマ株式会社（現 アストラゼネカ株式会社）入社 昭和56年６月　シェリング・プラウ株式会社 入社 平成９年５月　ローヌ・プーランローラー株式会社（現 サノフィ株式会社）入社 平成12年１月　アベンティスファーマ株式会社（現 サノフィ株式会社）執行役員 平成15年５月　株式会社シミックエムピーエスエス（現 シミック・アッシュフィールド株式会社）代表取締役社長 平成15年６月　株式会社ＰＣＮ（現 株式会社ヘルスクリック）代表取締役社長兼任 平成17年10月　ヨーク・ファーマ株式会社 代表取締役社長 平成22年１月　Pharma Business Consultant 設立 代表（現任） 平成26年４月　岐阜薬科大学 客員教授（現任） 平成27年９月　ペプチドリーム株式会社 取締役（監査等委員）（現任）	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	※ 松田 純一（まつだ じゅんいち） （昭和35年５月４日生）	平成５年４月　東京弁護士会登録 平成14年８月　松田純一法律事務所（現 松田綜合法律事務所）所長（現任） 平成19年４月　ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社監査役（現任） 平成25年２月　Dua＆Matsuda Advisory株式会社代表取締役（現任） 平成26年４月　東京弁護士会副会長 平成26年９月　株式会社グローバルダイニング監査役 平成26年10月　大和ハウス不動産投資顧問株式会社監査役（現任） 平成27年６月　当社監査役（現任） 平成28年３月　株式会社グローバルダイニング取締役（監査等委員）（現任）	―
3	※ 水谷（みずたに） 翠（みどり） （昭和55年７月30日生）	平成16年７月　公認会計士・税理士菅井会計事務所入所 平成24年８月　公認会計士登録 平成25年６月　水谷翠会計事務所所長（現任） 平成27年２月　スマート・プラス・コンサルティング株式会社代表取締役（現任） 平成27年６月　当社監査役（現任）	―

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。

２．松田純一氏が所長を務める松田綜合法律事務所と当社は、顧問契約を締結しております。その他、候補者と当社の間に特別な利害関係はありません。

３．長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、松田純一氏及び水谷翠氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について

(1) 長江敏男氏は、医薬品業界において、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験や見識を活かし、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただけるものと期待されることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。なお、同氏が原案どおり選任された場合、同氏は独立役員となる予定であります。

(2) 松田純一氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これまで社外監査役として当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって２年となります。

(3) 水谷翠氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これまで社外監査役として当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって２年となります。

5．長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。なお、顧問契約を締結している松田綜合法律事務所は、年間の支払額を勘案し当社の特定関係事業者に該当しないと判断しております。

6．長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定は無く、また過去２年間に受けていたこともありません。

7．長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

8．当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏が原案どおり選任された場合は、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

9．上記取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成29年３月31日現在のものであります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
鈴木布佐人 (昭和24年９月30日生)	昭和47年４月　株式会社富士銀行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 平成15年８月　株式会社荘内銀行理事法人業務部部長 平成20年６月　同行常務執行役法人営業本部長 平成21年６月　当社監査役 平成21年10月　株式会社荘内銀行常務取締役 兼 常務執行役員法人営業本部長 平成25年６月　同行専務取締役 兼 専務執行役員 平成26年６月　フィデアホールディングス株式会社理事 株式会社荘内銀行理事（現任） 平成27年６月　当社取締役（現任） 平成29年３月　株式会社ナカニシ取締役（現任）	―

（注）１．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．鈴木布佐人氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．鈴木布佐人氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が上場会社での役員経験者であり、かつ、既に６年間当社の社外監査役として、また２年間当社の社外取締役として、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただいたことから、公正かつ客観的な立場から適切な意見をいただけるものと期待するためであります。

４．当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。鈴木布佐人氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成23年６月22日開催の当社第８回定時株主総会において、固定報酬を年額200百万円以内、業績連動型報酬を各事業年度の営業利益の10％以内（ただし、上限を30百万円とする。）として、ご承認いただいておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額について年額300百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

現在の取締役は７名（内、社外取締役１名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は６名となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定並びにストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

現在の当社の取締役に対する金銭報酬額は、平成23年６月22日開催の当社第８回定時株主総会において、固定報酬を年額200百万円以内、業績連動型報酬を各事業年度の営業利益の10％以内（ただし、上限を30百万円とする）として、ご承認をいただいております。また、それとは別枠として、平成28年６月23日開催の当社第13回定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を取締役（社外取締役を除く）について年額100百万円以内として、ご承認をいただいたものでありますが、当社は第１号議案の承認可決を条件に監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額についての定めを廃止し、改めて監査等委員以外の取締役及び監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容を決定させていただきたいと存じます。また、取締役に割り当てる新株予約権は金銭でない報酬等に該当するため、その具体的な内容についても、併せてご承認願いたいと存じます。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行後も従前と同様に、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、監査等委員以外の取締役及び監査等委員である取締役に対し、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第５号及び第６号議案にてご承認をお願いしております監査等委員以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、監査等委員以外の取締役については年額100百万円以内、監査等委員である取締役については年額20百万円以内として設定いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は７名（うち社外取締役１名）であり、第２号及び第３号議案のご承認が得られますと、監査等委員以外の取締役は６名、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）となります。

Ⅰ．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

Ⅱ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

1.その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権1,000個（うち監査等委員以外の取締役500個、監査等委員である取締役100個）を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式100,000株（うち監査等委員以外の取締役50,000株、監査等委員である取締役10,000株）を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（Ⅲ.1.に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2.その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

Ⅲ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

1.新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.（2）①の規定を準用する。

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（１円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3.行使価額の調整

（1）割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ⅰ 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第２位を四捨五入して小数第１位まで算出する。

ⅱ 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

ⅲ 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記（1）①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記（1）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記（1）①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

割当日後２年を経過した日から５年間とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の（1）、（2）、（3）、（4）又は（5）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
(8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
(9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10.その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

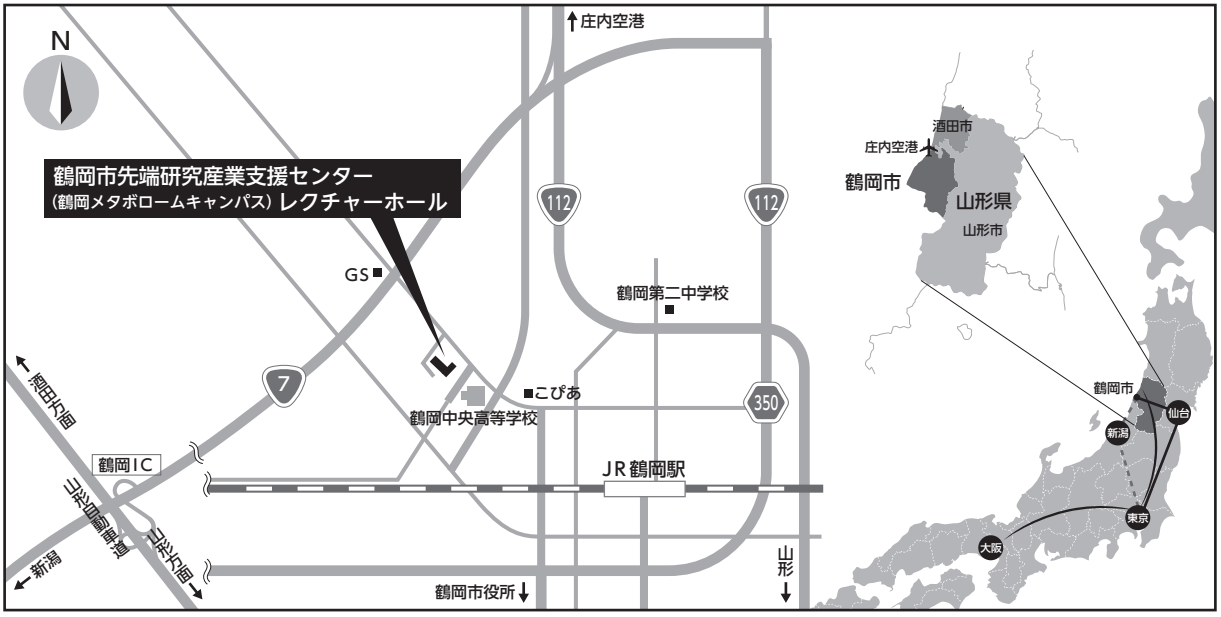

◆開催日時：	平成29年６月24日（土曜日）午後２時
◆会場：	山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地２ 鶴岡市先端研究産業支援センター（鶴岡メタボロームキャンパス）レクチャーホール 電話：0235-29-1620
◆アクセス：	空路 [定期便利用] 東京・羽田空港→（空路60分）→庄内空港→（車18分）→鶴岡メタボロームキャンパス 陸路 [鉄道利用] JR東京駅→（上越新幹線120分）→JR新潟駅→（羽越本線110分）→JR鶴岡駅→（車５分）→鶴岡メタボロームキャンパス [高速道路利用] 東京→川口JCT→（東北自動車道）→村田JCT→（山形自動車道）→鶴岡IC→（車８分）→鶴岡メタボロームキャンパス

お問い合わせ先（平日９時～17時30分）
ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
経営管理本部　電話：03－3551－2180